

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後３ヵ月以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(１) 入社後１ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ８０％

(２) 入社後１ヶ月超３ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ５０％

但し、就職した者が一方的な解雇及び採用時の労働契約と著しく異なる事を起因とする退職の場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は、返却いたしません。

又、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社ムナカタサービスクリエイト

有料職業紹介事業許可番号

４０－ユ－３０００３６